

審議会の公開・非公開の決定

審議会は、草津市市民参加条例第9条第1項により、原則公開するものとされています。

ただし、その調査審議事項が以下の第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、会議の全部または一部を非公開とすることができるとしています。

草津市市民参加条例

第9条 審議会等の会議は、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議の全部または一部を非公開とすることができる。

- (1) 非公開とすることについて法令等に規定されているとき。
- (2) 非公開情報に該当すると認められる事項を議事とするとき。
- (3) 会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるとき。

草津市情報公開条例

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る市政情報に**次の各号に掲げる情報**（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合**を除き**、公開請求者に対し、当該市政情報を公開しなければならない。

- (6) 実施機関または国等が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または**事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの**

上記の審議会等の非公開の決定は、草津市市民参加条例施行規則第15条第1項の規定により、「審議会の長が当該審議会に諮って行うものとする。」としております。